



平成28年2月19日
国土交通省

株式会社イーエスピーに対する事業許可の取消処分について

国土交通省関東運輸局は、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、当該バスを運行していた株式会社イーエスピーに対し、平成28年2月19日付けで道路運送法第40条の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

(参考)

1. 事業者の氏名及び住所

事業者名：株式会社イーエスピー

東京都羽村市富士見平2-1-5

代表者：高橋 美作

2. 詳細は関東運輸局プレスリリース（別添）参照

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 勝亦・本江

03-5253-8111（代表）内線 41632・41633

03-5253-8566（直通）FAX：03-5253-1636



別添

平成28年2月19日

国土交通省関東運輸局

株式会社イーエスピーに対する事業許可の取消処分について

国土交通省関東運輸局では、一般貸切旅客自動車運送事業者である株式会社イーエスピーに対して、事故発生当日の平成28年1月15日から17日及び29日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、違反行為に対する処分日車数に付された違反点数の累計が109点となり、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け関東運輸局長公示）、記5.（1）①に定めるところによる違反点数の累計が81点以上となりました。

つきましては、別添のとおり平成28年2月19日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分を行いましたので、お知らせ致します。

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 服部、倉持、高木

電 話：045-211-7271

FAX：045-201-8804

一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消通知書

株式会社 イーエスピー
代表取締役 高橋 美作 殿

貴社経営の一般貸切旅客自動車運送事業の運営について監査を実施したところ、下記のとおり道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認された。今回の行政処分により、累積違反点数が81点以上となったため「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け関東運輸局長公示）記5.（1）①に定めるところによる「許可の取消処分」に該当することから、道路運送法第40条の規定に基づき、平成28年2月19日をもって一般貸切旅客自動車運送事業の許可を取り消す。

なお、同日以降に旅客自動車運送事業を営んでいる事実が認められた場合には、道路運送法第4条に違反する無許可経営として、警察機関に告発する等の措置を講ずることがあるので了知されたい。

また、本処分により、道路運送法第7条の規定による欠格事由に該当する者は、取消の日から2年を経過するまで、同法第4条の許可を受けることができないこととなるので併せて了知されたい。

記

違反事実

別紙のとおり

平成28年 2 月19日

関東運輸局長 濱 勝 俊

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣になります。（処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

関 東 運 輸 局

違反事実の概要

(平成28年1月15日、同年1月16日、同年1月17日、同年1月29日) に行った監査時における 本社営業所 に係る違反)

番号	違反 (適用 条 項)
1	適正な運賃収受をしていなかったこと。 (道路運送法第9条の2第1項)
2	認可を受けずに営業所の廃止をしていたこと。 (道路運送法第15条第1項)
3	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出を怠っていたこと。 (道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
4	届出をしないで事業計画(営業所に配置する事業用自動車の数)の変更を行っていたこと。 (道路運送法第15条第3項)
5	発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと。 (道路運送法第20条)
6	運行管理者について虚偽の届出をしていたこと。 (道路運送法第23条第3項)
7	運送引受書について、記載が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
8	運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行していなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

9	運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
10	運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
11	運行に関する状況の把握のための体制の整備が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)
12	点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条)
13	点呼の実施結果の記録の不実記載をしていたものがあったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
14	乗務記録について、記録が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第25条)
15	乗務記録を1年間保存していなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第25条)
16	運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第26条)
17	運行記録計による記録を1年間保存していなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第26条)
18	事故の記録をしていなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

19	運行経路における道路及び交通の状況について事前調査を怠っていたこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
20	運行指示書について、記載が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2)
21	乗務員台帳を作成していないものがあったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
22	乗務員台帳について、記載が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
23	乗務員台帳を3年間保存していなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第2項)
24	運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
25	運転者に対する国土交通大臣が告示で定める特別な指導（高齢）が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
26	運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断（初任・適齢）を受けさせていなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
27	事業用自動車内に運転者その他乗務員の氏名を掲示していなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第42条第1項)
28	整備管理者について虚偽の届出をしていたこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第52条)

29	日常点検整備を確実に実施していない事業用自動車があったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条) (道路運送車両法第47条の2)
30	定期点検整備を確実に実施していない事業用自動車があったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号) (道路運送車両法第48条)
31	定期点検整備記録簿に所定の記録をしていなかったこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条第2号) (道路運送車両法第49条)
32	運行管理者に対する適切な指導監督を怠っていたこと。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
33	自動車事故報告書の届出を怠っていたこと。 (道路運送法第29条) (自動車事故報告規則第3条第1項)

処分日車数	1068日車
①付加する違反点数	107点
②累計違反点数	2点
違反点数の累計 (①+②)	109点